

別表第1

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 受入体制整備事業 (Iターン引越支援) ※ Iターン：本市での居住歴がなく県外から市内へ移住する者	下記のいずれにも該当すること。 (1)令和4年4月1日以降に県外から市内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による住民基本台帳への記録（以下「住民登録」という。）をした者 (2)市内に住民登録を行った日（以下「基準日」という。）から継続して5年以上市内に居住する意思がある者 (3)就学、職務上の転勤等を目的として一時的に住民登録を行った者ではないこと (4)社会福祉施設等への入所に伴う住民登録を行った者ではないこと (5)市税等及び高知県税の滞納者ではないこと (6)生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者ではないこと (7)国、他の地方公共団体その他団体から別に引越費用に係る補助又は移住支援金を受け、若しくは受けることを予定している者ではないこと (8)土佐清水市暴力団排除条例（平成22年土佐清水市条例第31号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等である者ではないこと (9)世帯主又はその世帯員が土佐清水市職員（土佐清水市職員定数条例（昭和37年条例第13号）第2条）に規定する職員）として採用されることによる転入でないこと (10)その他市長が補助対象者として不適当と認める者ではないこと	引越し事業者や運搬業者に依頼して行う、県外からの荷物運搬に要する経費（事業者に支払った引越し費用） ※引越しの完了日（領収書の日付）又は本市への転入日（住民票異動日）のいずれか遅い日から90日以内	1/2 以内	50,000円
2 Uターン促進事業 (Uターン引越支援) ※Uターン：本市に5年以上の居住歴があり、県外に1年以上居住し、再び市内へ移住する者	下記のいずれにも該当すること。			
3 受入体制整備事業 (就業体験等に係る交通費支援)	下記のいずれにも該当すること。 (1)高知県及び市が県外で実施する移住相談会等に参加した方 (2)市内で農林水産業等に就業する意思のある方が就業体験等のため本市を訪れる事 (3)市税等及び高知県税の滞納者ではないこと (4)その他市長が補助対象者として不適当と認める者ではないこと	県外から本市へ移動する際の公共交通機関の利用料金 ※車で移動する場合は、高速道路利用料金、レンタカー料金。ただし、車両の運行に必要な燃料代は対象外	3/4 以内	40,000円
4 受入体制整備事業 (インターネット引込み工事費支援)	下記の(1)～(2)のいずれかに該当する者が、(3)及び(4)に該当すること。 (1)本市に住所を有して原則として1年を経過しない者 (2)住宅の所有者。ただし、住宅の所有者と住宅に居住しようとする者が三親等以内に該当しないこと (3)市税等の滞納者ではないこと (4)その他市長が補助対象者として不適当と認める者ではないこと	補助対象者が居住している、または居住しようとする個人が所有する空き家のインターネット引込み工事にかかる経費	1/2 以内	40,000円
5 住宅確保促進事業 (荷物整理支援)	下記の(1)～(3)のいずれかに該当する者が、(4)及び(5)に該当すること。 (1)本市に住所を有して原則として1年を経過しない者 (2)住宅の所有者。ただし、住宅の所有者と住宅に居住しようとする者が三親等以内に該当しないこと (3)住宅の所有者から住宅を借り受け特定非営利活動法人並びに営利を目的とせず、移住及び定住を促進している団体（任意団体を除く） (4)市税等及び高知県税の滞納者ではないこと (5)その他市長が補助対象者として不適当と認める者ではないこと	補助対象者が居住している、または居住しようとする個人が所有する空き家の荷物整理、運搬及び処分にかかる経費	1/2 以内	50,000円

※補助金の額は、補助対象経費と補助限度額のいずれか低い方の額とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

別表第2

経過年数	返還額
1年未満	補助金の全額
1年以上2年未満	補助金の80%
2年以上3年未満	補助金の60%
3年以上4年未満	補助金の40%
4年以上5年未満	補助金の20%
5年以上	無